

内容

(別紙 1) 業務概要	7
業務対象地区・維持管理対象施設	7
(別紙 2) 委託業務内容	9
1. 施設維持管理業務	9
(1) 運營業務	9
(2) 運転・管理業務【運転管理業務】	9
(3) 保守点検業務【計画的維持管理業務】	9
(4) 水質等計測業務【運転管理業務】	10
(5) 環境整備業務【運転管理業務】	10
(6) 保全管理業務【計画的維持管理業務】	11
(7) 物品管理調達業務【運転管理業務】	11
(8) 緊急時対応業務【運転管理業務】	12
(9) 修繕業務【計画的維持管理業務】	12
(10) 清掃業務【計画的維持管理業務】	13
(11) 日常的維持管理業務	13
2. 維持管理計画変更及びストックマネジメント計画策定業務	13
(1) 対象施設	13
(2) 業務の連携	13
3. 実施設計業務・工事	13
(別紙 3) 遵守法令等	15
(別紙 4) 業務着手時の提出書類	16
(別紙 5) 業務実施期間中の提出資料	17
(別紙 6) 業務完了時の提出図書	18
(別紙 7) 排水実績等について（令和2年度実績）	19
(別紙 8) 業務実施体制	20
(別紙 9) 準備機材	21
(別紙 10) 貸与資料等リスト	22
(別紙 11) 参考図書	23
(別紙 12) 業務移行期間の実施方法等	24
(別紙 13) 業務指標	25
(別紙 14) リスク分担表	26
(別紙 15) 業務対象施設	27

(別紙 1)業務概要

業務対象地区・維持管理対象施設

対象地区全域のマンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場、宅内汚水ポンプ施設に加え、流量計、汚水貯留施設、滝畑浄化センター、集中浄化槽施設および圧送管路の施設を対象とする。

令和4年度以降に設置される施設及び本業務で設置される施設についても維持管理対象施設となる。

対象事業	大和川下流南部流域関連公共下水道（狭山処理区）			
対象施設	箇所数	施設概要	供用年度	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	112	標準的な形式 着脱式汚水ポンプ 2台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H2～	
中継ポンプ場	4	標準的な形式 ポンプ場建屋 地下式ポンプ槽 汚水ポンプ 複数台 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP）	S48～	コミプラ施設として民間が整備 清見台ポンプ場は令和2年度廃止済み
汚水貯留施設	5	貯留槽（旧コミプラ処理場） 電動式弁・仕切弁・ポンプ（2施設） 制御盤・引込計器盤（2施設） 水位計（投込式）（2施設） 施設内管路含む	H16～	施設により運用方法が異なる 自動制御 2施設 その他 手動制御
流量計	7	面測式流量計等 計測盤・引込計器盤	H21～	
制御監視システム	1	汚水貯留施設・流量計・ マンホールポンプ施設（一部）を対象		
宅内汚水 ポンプ施設	77	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		
対象事業	特定環境保全公共下水道（日野地区）			
マンホール形式 中継ポンプ場	19	標準的な形式 着脱式汚水ポンプ 2台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H18～	公共下水道として整備
宅内汚水 ポンプ施設	11	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		

対象事業	特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）			
対象施設	箇所数	施設概要	供用年度	備考
滝畑浄化センター	1	水処理：単槽式嫌気好気活性汚泥法+砂ろ過処理 汚泥処理：濃縮し場外搬出（200m ³ /年）	H15	汚泥の場外搬出業務含む
マンホール形式 中継ポンプ場	15	標準的な形式 着脱式汚水ポンプ 2台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H2～	公共下水道として整備 貯留槽施設（2か所）あり
宅内汚水ポンプ施設	4	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		
対象事業	高瀬地区排水処理施設			
集中浄化槽施設	1	膜処理型浄化槽（FRP製） 100人槽	H 25 ～	汚泥の場外搬出は、別業務（委託者が別事業者と契約）
宅内汚水ポンプ施設	1	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）	H25 ～	
対象事業	受託（雨水施設）			
マンホール形式 中継ポンプ場	1	着脱式雨水ポンプ 2台 制御盤・引込計器盤（汚水ポンプと共用） 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP）	H16	排水設備として整備 自然流下ルートを補完するため設置

(別紙2)委託業務内容

1. 施設維持管理業務

(1) 運営業務

上記施設について、要求水準を遵守し、適正な管理に努めるものとする。管理方法等についても、受託者において提案することを原則とし、効率的な維持管理を実施すること。

(2) 運転・管理業務【運転管理業務】

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	各施設の運転状況、故障、圧送管路の漏水等発生が無いか巡視点検を実施	週1回程度
中継ポンプ場	各施設の運転状況、故障、圧送管路の漏水等発生が無いか巡視点検を実施	週1回程度 通報装置の無い施設が含まれる
汚水貯留施設	雨天時、不明水による汚水量増加に伴い、南花台及び清見台貯留施設について、自動的に運転開始	年7回程度
	上記施設以外の貯留施設については、市職員からの連絡により、受託者もしくは市職員が手動にて運転開始	年2回程度
	貯留施設運転終了後、手動にて返送作業の実施	年2回程度
流量計	各施設の運転状況、故障等の発生が無いか巡回点検を実施	2カ月に1回程度
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	過去に不具合が多く発生している施設を選定し、運転状況等の巡視点検を実施	受託者で判断
滝畑浄化センター	施設内の流入管から吐出口までの関連する機器の運転、点検、整備、清掃汚泥の管理を実施 水質汚濁防止法等に基づき、汚水を適正に処理し公共用水域に排水する際は、排水基準以下で放流すること。 (排水実績については、(別紙7)排水実績等について(令和2年度実績)を参考にすること。 汚泥については、当該施設から、衛生処理場は搬出するが、それらは、受託者が実施するものとする。	実績週3日 流入量の変動対応、機器の自動通報装置による異常時の連絡時は、この時間を超えて実施している。
高瀬地区集中浄化槽	施設内の流入管から吐出口までの関連する機器の運転、点検、整備、清掃汚泥の管理を実施 汚泥運搬は委託者が実施するものとする	

(3) 保守点検業務 【計画的維持管理業務】

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回
中継ポンプ場	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回
汚水貯留施設	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回

施設名	実施内容等	参考頻度
流量計	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回
宅内汚水ポンプ施設(汚水)	各施設の定期点検及び保守点検を実施	受託者で判断
滝畑浄化センター	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	法令参考
高瀬地区集中浄化槽	浄化槽法に基づく点検	法令参考

(4) 水質等計測業務【運転管理業務】

施設名	実施内容等	参考頻度
滝畑浄化センター	PH、DO、T-N、T-P及び残量塩素を測定・記録	週3日
	定期的な水質分析及び汚泥の分析（計量証明事業所での分析）	法令参考
	全窒素全リン計・UV計の保守管理、測定に必要な試薬、消耗品等の購入	随時
	全窒素全リン計・UV計の専門業者による校正及び保守点検を行うこと。修繕が必要な場合は、修繕業務として実施すること	年1回
高瀬地区集中浄化槽	浄化槽法に基づく水質検査	法令参考

(5) 環境整備業務【運転管理業務】

施設周辺については、常に美化に努め、清掃及び整理・整頓すること。

施設において、不法投棄等発見した場合は、委託者に速やかに報告するものとし、その対処について指示を受けること。

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式中継ポンプ場	維持管理上必要な除草等を行うこと。	随時
中継ポンプ場	別業務において、定期的な除草を実施 維持管理上必要な場合除草等行うこと	随時
汚水貯留施設	別業務において、定期的な除草を実施 維持管理上必要な場合除草等行うこと	随時
流量計	維持管理上必要な場合除草等行うこと	随時
滝畑浄化センター	別業務において、定期的な除草を実施 維持管理上必要な場合除草等行うこと	随時
高瀬地区集中浄化槽	維持管理上必要な除草等を行うこと。	随時

※別業務の履行確認を行い、委託者に報告すること。

(6) 保安全管理業務【計画的維持管理業務】

施設台帳システムについては、一部更新されていない可能性があり、設備作成リスト作成時に修正等を行うこと。

施設名	特記事項	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	滝畑地区の5機場については、調査済み	滝畑浄化センター外機械電気 設備調査診断業務を参考
中継ポンプ場	清見台ポンプ場については、令和2年度末廃止 南花台第3中継ポンプ場については、令和6年度末廃止予定	
汚水貯留施設	南花台及び清見台以外は、保安全管理業務の対象外とする	
流量計	存廃を含め検討する(日東町流量計については、廃止予定)	
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)		
滝畑浄化センター	点検調査実施済み(建築設備を除く)	滝畑浄化センター外機械電気 設備調査診断業務を参考
監視システム	クボタ製運転状況閲覧システム	
高瀬地区集中浄化槽	平成30年度より下水道事業に移管	

(7) 物品管理調達業務【運転管理業務】

1) 河内長野市内で調達可能なものについては、市内で購入すること。

電気(関西電力)、通信(NTT・ソフトバンク)などのユーティリティについては、他社から調達は可能である。ユーティリティの料金単価の変動により5%以上増減する場合は、その費用について、変更を行うものとする。ただし、機場等の増加によるものは対象外とする。

2) 保守にあたっては、受託者において携帯情報端末(タブレット)を2台準備し、双方がクラウド監視できる体制をとること。

施設名	実施内容等	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	電気・通信	電気：関西電力 通信：NTT・ソフトバンク
中継ポンプ場	電気・通信・水道	電気：関西電力 通信：NTT・ソフトバンク
汚水貯留施設	電気・通信・水道	電気：関西電力 通信：NTT
流量計	電気・通信	電気：関西電力 通信：NTT
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	電気：住民負担 通信： なし	
滝畑浄化センター	電気・通信・水道・薬品類	電気：関西電力 通信：NTT
監視システム	通信・システム使用料	通信：NTT システム使用料：クボタ
高瀬地区集中浄化槽	電気・通信・水道・薬品類	電気：関西電力 通信：NTT

滝畑浄化センターの機械警備については、市において負担

(8) 緊急時対応業務【運転管理業務】

停電や施設の不具合は、施設によって、市役所からの連絡、通報装置等が設置されている場合、電話・FAX・メールにより連絡が入るため、その連絡体制を構築すること。通報装置等の設置がない施設については、受託者の判断により対応すること。

平日の昼間については、30分程度、それ以外については、1時間以内に対応できる体制とすること。

複数機場の緊急時対応同時発生時の対処方法について、その体制を示すこと。

溢水が発生した場合は、直ちに、清掃・消毒をすること。

各施設に設置されている通報装置については、受託者において連絡先を変更すること。

緊急的に修繕が必要な場合は、第3章第3節 9. 修繕業務の費用を充てることができる。

(9) 修繕業務【計画的維持管理業務】

修繕業務について、予定されている修繕業務のうち滝畑浄化センター及び高瀬地区集中浄化槽については、適切なリスク管理のもと流入量に見合った運転時間の最適化と適切な維持管理を行うことで、計画修繕のサイクルを延長し、もって設備LCCの低減を図ること。

修繕業務に係る費用については、過年度実績を踏まえ計上している。下記記載の費用については上限とする。上限額を超えることの無いよう計画的に実施すること。超える場合は、別途契約の対象とするか否かは委託者、受託者の双方の協議による。(精算の対象業務とする)

予定されている修繕業務（受託者の判断により変更することができる）			
施設名	実施年度	実施内容等	備考
貴望ヶ丘中継ポンプ場	令和4年度	制御盤腐食部分の修繕	参考見積 7,700千円
高瀬地区集中浄化槽	令和5年度	液中膜交換	参考見積 4,000千円
滝畑浄化センター	令和6年度	送風機NO2、NO3修繕	

過年度を踏まえた修繕業務用（上限額） ※上記の修繕業務は含まない。				
業務	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
修繕業務	7,500千円	7,500千円	7,500千円	7,500千円

(10) 清掃業務【計画的維持管理業務】

河内長野市内の事業者の活用を検討すること。

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	ポンプ槽内及び設備の洗浄	月1回程度実施
	ポンプ槽内のスカムの除去	必要に応じ実施
中継ポンプ場	ポンプ槽内及び設備の洗浄	月1回程度実施
	ポンプ槽内のスカムの除去	必要に応じ実施
汚水貯留施設	貯留槽内の清掃	必要に応じ実施
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	ポンプ槽内の設備の洗浄・スカムの除去	受託者で判断

(11) 日常的維持管理業務

業務内容	実施内容等	備考
住民対応	宅内汚水ポンプ施設等の不具合等による対応	
事故対応	ポンプ場等の不具合等による対応	
他工事等立会	他占有者による道路掘削を伴う工事や、関連する工事に伴う現場確認等に係る対応	
災害対応業務	大雨・暴風等災害に対応する業務 災害時対応訓練等の実施 年2回	

2. 維持管理計画変更及びストックマネジメント計画策定業務

(1) 対象施設

維持管理計画は、維持管理の対象となる全施設とする。

ストックマネジメント計画(実施計画)は、令和12年度時点で目標耐用年数を超えるもの及び、6. 保安全管理業務において、早期に改築・更新が必要なもの。(滝畑浄化センター等ストックマネジメント計画策定業務対象施設以外)

河内長野市の目標耐用年数【現段階での基準】	
機械	標準耐用年数の1.7倍
電気	標準耐用年数の1.5倍

ポンプ場としてストックマネジメント計画(実施計画)の施設数は、制御盤の23年を基準に計上している。(64機場)

但し、受託者の判断により、目標耐用年数及び機場数の見直しを行ってもよいものとする。

(2) 業務の連携

維持管理計画変更及びストックマネジメント計画策定については、河内長野市下水道管路施設包括的管理業務の受託者と連携し業務を実施すること。

3. 実施設計業務・工事

実施設計及び工事の実施計画については、下水道管路の整備の進捗により変更されることがある。(精算の対象業務とする)

実施設計業務の実施計画（マンホール形式中継ポンプ場）			
実施年度	施設概要	実施内容	備考
令和4年度	下里地区・上原地区 加賀田地区・高向地区	汚水ポンプ6箇所	令和6年度以降 施工予定

※令和5年度～令和7年度は、予定なし

工事の実施計画（マンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場）					
実施年度	施設概要		実施内容	設計の実施	
令和4年度	【長寿命化】	大師町第1 中継ポンプ場	汚水ポンプ3基 (地上2基、水中1基)	【未普及】 設計に関する図 書の提出が必要	
		南花台第2 中継ポンプ場	汚水ポンプ2基 操作盤、水位計、通報装置		
令和5年度	【長寿命化】	南花台第4 中継ポンプ場	汚水ポンプ2基、破砕機 操作盤、水位計、通報装置		
令和6年度	【未普及】	下里地区 上原地区 加賀田地区	汚水ポンプ5箇所設置		
		【長寿命化】	貴望ヶ丘 中継ポンプ場		汚水ポンプ2基 返送ポンプ2基 操作盤2面 通報装置、水位計
			松ヶ丘第3 中継ポンプ場		汚水ポンプ2基 操作盤、水位計
令和7年度	【長寿命化】	市立西中学校 汚水ポンプ場	汚水ポンプ2基、操作盤 監視装置、水位計		【長寿命化】 設計に関する図 書の提出が必要
		市立西中学校 雨水ポンプ場	雨水ポンプ1基 水位計		
		高向第1 中継ポンプ場	汚水ポンプ2基、操作盤 通報装置、水位計		
		滝畑第11 中継ポンプ場	汚水ポンプ2基 操作盤、水位計		
		木戸第1 中継ポンプ場	汚水ポンプ2基 操作盤、水位計		

※【未普及】汚水ポンプ設置の工事費の算定は、別図1を標準とし、1機場あたりとして積算すること。

(別紙 3) 遵守法令等

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

河内長野市下水道条例（昭和 61 年河内長野市条例第 26 号）

河内長野市上下水道部に係る契約に関する規程（平成 28 年上下水管規程第 9 号）

河内長野市個人情報保護条例（平成 9 年河内長野市条例第 3 号）

河内長野市公共下水道宅内汚水ポンプ施設設置要綱（平成 28 年上下水道事業要綱第 13 号）

河内長野市上下水道部に係る契約からの暴力団排除措置要綱（平成 26 年水道事業要綱第 4 号）

(別紙 4)業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
着手届	2	・契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行 申請書	2	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
統括責任者及び 主任技術者届	2	・契約締結後速やかに提出すること。 ・水質管理責任者も本書類により提出すること。
酸素欠乏危険 作業主任者届	2	・契約締結後速やかに提出すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
担当技術者届	2	・業務を実施させるまでに提出すること。
業務計画書	10	・契約締結後速やかに提出すること。 ・要求水準書第3章第2節1. の内容に基づくこと
再委託届	2	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 再委託先の名称 再委託の種類、期間、範囲等 再委託先に対する指導方法等 その他委託者が指示する事項
事務所使用申請書	2	・契約締結後速やかに提出すること。
誓約書	1	要求水準書 第1章14. に基づく、誓約書を提出すること。

(別紙 5)業務実施期間中の提出資料

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
月間維持管理計画書	8	・各月25日までに、翌月の計画について提出すること。
月次報告書 (施設維持管理業務)	8	・各月5日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
年次報告書 (半期毎)	15	・指定する期日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
打合せ記録簿	8	・打合せの都度、提出すること。
作業日報	8	・日々、提出すること。
週間作業予定表 (週間工程表)	3	・原則、前週の木曜日までに提出すること。但し、提出する週の木曜日又は金曜日が休日の場合は、水曜日までに提出すること。
資料・物品貸与申請書	2	・資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
緊急連絡表	15	・夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。
各種届出の写し	3	・官公署等へ届け出た道路使用許可等の写しを提出すること。
各種マニュアル	5	・随時作成し提出すること。
工事等計画書	8	・毎年3月末までに提出し、以降は変更があり次第、随時提出すること。
実施設計業務報告書	8	・指定する期日までに提出すること。
工事に伴う設計図書	3	・指定する期日までに提出すること。
工事完成図書	3	・工事仕様書に基づき提出すること。

(別紙 6)業務完了時の提出図書

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)維持管理業務報告書 各種マニュアル含む	15	<ul style="list-style-type: none">・3月末日までに提出すること。・月次報告書をとりまとめ、業務全般に関する考察を加えること。・上記の考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。
(2)維持管理計画書	15	<ul style="list-style-type: none">・業務終了後速やかに提出すること
(3)ストックマネジメント計画 策定業務報告書	3	<ul style="list-style-type: none">・業務終了後速やかに提出すること。
(4)その他資料	3	<ul style="list-style-type: none">・監督職員が求めるもの

※別紙 4～6 のすべての図書の電子データを HDD ディスクに保存の上、2 台提出

(別紙 7)排水実績等について(令和2年度実績)

施設名	実施内容等	下水道 事業計画	平均	最大
滝畑浄化センター	1日あたり流入量	220m ³	52m ³	126m ³
	BOD(測定値)	5.0mg/L	1.5 mg/L	2.6 mg/L
	COD(測定値)	13mg/L	4.7 mg/L	11.0 mg/L
	T-N(測定値)	10mg/L	2.9 mg/L	16.3 mg/L
	T-P(測定値)	1.00mg/L	0.36 mg/L	1.50 mg/L
高瀬地区 集中浄化槽施設	BOD(検査結果)		2.1 mg/L	
	残留塩素濃度 (検査結果)		0.80 mg/L	
	透視度(検査結果)		50 度	
	水素イオン濃度PH (検査結果)		6.6	
	要酸素量 DO (検査結果)		1.3 mg/L	

(別紙 8)業務実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに統括責任者及び主任技術者等を定めなければならない。
- (2) 受託者は、統括責任者及び主任技術者のいずれかを委託者の開庁時間に、業務事務所若しくは現場に常駐させ、運営を担うものとする。
- (3) 受託者は、統括責任者には下水道及び下水道施設の維持管理に関して高度な専門知識と見識及び相当の経験を有し、業務に関する的確な判断ができ、安全衛生、教育等について指導監督ができる者でなければならない。また、運営、取締り等、業務全体の統括を担うものとする。
- (4) 施設維持管理業務の主任技術者は、下水道及び下水道施設の維持管理に関して専門知識及び経験を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実行できる者でなければならない。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。隣接市町村における同様な業務従事者を充てることを可能とする。
- (5) 施設維持管理業務の担当技術者は、下水道及び下水道施設の維持管理に関して基礎的な知識と専門的技能及び経験を有し、指示された業務について状況に応じた適切な機械器具を使用でき、また上級者を補佐して作業員等に指示し的確に業務処理ができる者でなければならない。また、常駐若しくは、1時間圏内の事業所等に駐在させ、巡回・点検、調査、清掃、修繕等を担うものとする。隣接市町村における同様な業務従事者を充てることも可能とする。
- (6) 施設維持管理業務にあたる主任技術者及び担当技術者のいずれかは、下水道法第 22 条第 2 項に規定する有資格者であること。また、第 3 種電気主任技術者以上、第 1 種又は第 2 種電気工事士等維持管理に必要な資格者であること。
- (7) 水質管理について 3 年以上の実績を有する者を水質管理責任者として配置すること。
- (8) 維持管理計画変更、ストックマネジメント計画策定及び実施設計業務についての主任技術者は、技術士（総合技術監理・上下水道）、又は技術士（上下水道）の資格を有している者とする。
- (9) 維持管理計画変更、ストックマネジメント計画策定及び実施設計業務についての照査技術者は、技術士（総合技術監理・上下水道）、又は技術士（上下水道）の資格を有している者とする。
- (10) 受託者は、工事にあたり、工事の目的に応じた現場代理人、主任技術者もしくは監理技術者を充てること。工事に必要な有資格者であること。本業務の技術者を充てることができる。
- (11) 受託者は、社内教育等において下水道管理に関する専門的講習を受け、かつ、酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を、所定の業務に従事させるものとする。
- (12) 受託者は、マンホール内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (13) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (14) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。
- (15) 受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

(別紙 9)準備機材

機材名	用途	業務事務所への常備	
		不要	必要
作業車両	巡視点検・調査、緊急時対応業務等に使用		○
吊り上げ機器	ポンプ引上げ点検等に使用		○
吸引車	ポンプ槽・貯留槽等のスカム引抜きに使用	○	
高圧洗浄機・タンク 発電機	ポンプ槽・貯留槽等の洗浄に使用	○	
複合ガス検知器・ 送風機・ 交通保安用具	安全を確保するために使用		○

※ 隣接市町村における同様業務にて使用する機材を充てることも可能とする。

※ 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。

※ 常備が不要なものに関しては、迅速に対応できる配備計画とすること。

(別紙 10)貸与資料等リスト

貸与資料等

貸与資料名	備考
下水道台帳（汚水・雨水）のデータ （DXF、SHAPE、CSV等）	河内長野市下水道台帳システム （SmartGIS-S 朝日航洋株） システムについては、貸与いたしません。
設備完成図書	一部不明なものが含まれる。
維持管理関係図書	過去5年程度
河内長野市下水道管路施設包括的管理業務 の報告書等	未完了の業務については、一部貸与できない資 料があります。
滝畑浄化センター外機械電気設備調査診断 業務	平成28・29年度実施
ストックマネジメント計画策定業務	令和元年度実施

(別紙 11)参考図書

委託者の下水道標準構造図

ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) (国土交通省)

下水道施設改築・修繕マニュアル(案) (日本下水道協会)

下水道施設維持管理積算要領―管路施設編― (日本下水道協会)

下水道施設維持管理積算要領―終末処理場、ポンプ場施設編― (日本下水道協会)

下水道施設計画設計指針と解説 (日本下水道協会)

下水道維持管理指針 (日本下水道協会)

下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)

下水道の地震対策マニュアル (日本下水道協会)

下水道管路施設腐食対策の手引き(案) (日本下水道協会)

水理公式集 (土木学会)

コンクリート標準示方書 (土木学会)

日本工業規格 (JIS)

日本下水道協会規格 (JSWAS)

道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)

土木工学ハンドブック (土木学会)

土質工学ハンドブック (土質工学会)

都市・地域整備局所管補助事業実務必携 (国土交通省)

水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)

港湾構造物設計技術基準 (日本港湾協会)

道路構造令, 同解説と運用 (国土交通省, 日本道路協会)

下水道管路維持管理計画の策定に関する指針 (JIS A 7501 : 2013) (日本規格協会)

下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案) (日本下水道協会)

下水道管路施設維持管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)

下水道管路施設維持管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)

マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き(案) (日本下水道管路管理業協会)

マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き(案) (日本下水道管路管理業協会)

下水道事業における費用効果分析マニュアル(案) (日本下水道協会)

効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル(案) (日本下水道協会)

下水道マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料 (日本下水道新技術機構)

下水道施設電気設備の更新方法に関する技術資料 (日本下水道新技術機構)

(別紙 12)業務移行期間の実施方法等

業務移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、移行期間において、受託者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

(1) 引継ぎ方法

- ① 移行期間における引継ぎは受託者の負担により委託者及び次期受託者に実施するものとする。
- ② 受託者は事業着手前に、前業務の受託者若しくは委託者より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。受託者は、委託者の立会いのもと対象施設の機能や健全度について確認を行うものとする。

(2) 実施計画

- ① 業務引継ぎに係る実施計画書の作成については、委託者と協議すること。
- ② 委託者と受託者は、受託者が提出した実施計画書について 20 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ③ 実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2. 実施内容

(1) 本件施設の特性の把握

- ① 業務事務所及び備品等の利用方法の把握
- ② 下水道台帳、施設台帳及び現地確認等による本件施設の位置等の把握
- ③ 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握
- ④ データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ⑤ その他委託者又は受託者が必要とする事項

(2) 業務実施に関する書類等の作成方法

- ① 運営期間における業務計画書の作成方法
- ② 月間維持管理計画書の作成方法
- ③ 業務報告に関する書式の作成方法
- ④ 維持管理・緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
- ⑤ その他委託者又は受託者が必要とする事項

3. その他

業務内容が複数にわたることから前受託者との、引継にあたっては留意すること。

移行期間の実施にあたって疑義ある場合は、委託者及び受託者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

(別紙 13)業務指標

本業務において、業務指標の設定と目標値を設定するため検討し提案すること。

(参考例)

分類		指標の名称	目標値	単位
管理状況	機能障害と劣化状況	ポンプ不具合発生件数		回/年
		応急修繕実施数		回/年
	実施業務量	調査診断実施率		%
		清掃実施率		%
	施設の安全性	耐用年数の延命化（機械設備）		年/基
		硫化水素ガスの発生		
第三者への事故発生件数			件	
使用者サービス	使用者サービス	連絡・相談・苦情件数		件/年
		連絡・相談・苦情の内、 公共施設に関する件数		件/年
		連絡・相談・苦情の処理率		件/年
		悪臭に関する苦情件数		件/年
		不具合解消までの平均時間		件/年
		工事・作業に対する苦情件数		件/年
環境への配慮	環境への配慮	滝畑浄化センター 放流水質基準の未達回数	0	回/業務

(別紙 14)リスク分担表

委託者と受託者のリスク分担について下記の表によらない場合は、双方により協議すること。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		委託者	受託者
契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合		○
	本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
	本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	受託者の委託範囲において業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
	上記以外のもの	○	
住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
	上記以外のもの	○	
委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
	委託者の責務不履行によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	上記以外の経費の増加		○
突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
	上記以外によるもの	○	
施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	受託者の責により施設が損傷した場合		○
	上記以外のもの	○	○

公益社団法人日本下水道協会「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（令和2年6月）」より

(別紙 15)業務対象施設

本業務を実施する対象施設

1. 公共下水道

(1) 中継ポンプ (116 機場) 令和3年6月現在

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	あかしあ台 第1ポンプ場	あかしあ台 1-1-11	0.75kw×2 50A	H15.03	MU-1000SE
2	あかしあ台 第2ポンプ場	あかしあ台 1-3-5	0.40kw×2 50A	H15.03	MU-1000SE
3	旭ヶ丘中継ポンプ場	旭ヶ丘 259-685	7.50kw×2 100A	H09.03	MU-1000V3
4	石仏 第1中継ポンプ場	石仏 23-2	0.40kw×2 50A	H26.03	MU-1000SE
5	石仏 第2中継ポンプ場	石仏 936-1	1.50kw×2 65A	H29.03	UPC-200
6	市町 第1ポンプ場	市町 34 地先	0.75kw×2 50A	H11.03	MU-1000SE
7	市町 第2ポンプ場	市町 1253 地先	0.40kw×2 50A	H11.03	MU-1000SE
8	市町 第3ポンプ場	市町 1004 地先	0.40kw×2 50A	H11.03	MU-1000SE
9	市町 第4ポンプ場	木戸町 1-20-8 地先	0.40kw×2 50A	H11.03	MU-1000SE
10	市町 第5ポンプ場	木戸町 1-35-2 地先	0.75kw×2 50A	H12.03	MU-1000SE
11	市町 第6ポンプ場	市町 638-2 地先	0.75kw×2 50A	H13.03	MU-1000SE
12	市町 第7ポンプ場	市町 1102-1 地先	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
13	市町 第8ポンプ場	市町 1132-1 地先	0.75kw×2 50A	H16.03	MU-1000SE
14	市町 第9ポンプ場	市町 958	3.70kw×2 100A	H19.03	MU-1000SE
15	市町 第10ポンプ場	市町 959	0.40kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
16	市町 第11ポンプ場	市町 1213	0.75kw×2 50A	H19.02	TMD-21
17	上田町 第1ポンプ場	上田町 32-2 地先	5.50kw×2 80A	H16.03	CSDX
18	上田町 第2ポンプ場	上田町 46-12 地先	0.75kw×2 50A	H17.03	MU-1000SE
19	小塩町 第1中継ポンプ場	小塩町 549	0.40kw×2 50A	H18.03	MU-1000SE
20	小山田 第1中継ポンプ場	小山田町 3080-2	1.50kw×2 65A	H18.03	MU-1000SE
21	小山田 第2中継ポンプ場	小山田町 2974	0.75kw×2 50A	H18.03	MU-1000SE
22	小山田 第3中継ポンプ場	小山田町 3105	0.75kw×2 50A	H18.03	CSDJ-H
23	小山田 第4中継ポンプ場	小山田町 1285-27	0.75kw×2 50A	H27.03	MU-1000SE
24	小山田 第5中継ポンプ場	小山田町 1250-18	3.70kw×2 80A	H28.03	MU-1000SE
25	小山田 第6中継ポンプ場	小山田町 2912-1	11.00kw×2 80A	H28.03	MU-1000V3
26	小山田 第7中継ポンプ場	小山田 2233-2 先	0.75 kw×2 65A	31.3	MU-1000SE
27	小山田 第8中継ポンプ場	小山田町 1796-3	0.75 kw×2 65A	R2.3	MU-1000SE

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
28	小山田 第9中継ポンプ場	小山田 2779-3 先	0.75 kw×2 50A	R3. 3	MU-1000SE
29	小山田 第10中継ポンプ場	小山田町 121-4	0.75 kw×2 65A	R3. 3	MU-1000SE
30	加賀田 第1中継ポンプ場	加賀田 568-1	1.50kw×2 65A	H26. 03	MU-1000SE
31	加賀田 第2中継ポンプ場	加賀田 390	1.50kw×2 65A	H27. 03	MU-1000SE
32	加賀田 第3中継ポンプ場	加賀田 275	1.50kw×2 65A	H27. 03	MU-1000SE
33	加賀田 第4中継ポンプ場	加賀田 771-1	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
34	加賀田 第5中継ポンプ場	加賀田 776-10	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
35	加賀田 第6中継ポンプ場	加賀田 394-1	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
36	加賀田 第7中継ポンプ場	加賀田 410-3	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
37	加賀田 第8中継ポンプ場	加賀田 617-4	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
38	加賀田 第9中継ポンプ場	加賀田 723-5	0.75kw×2 50A	H29. 03	CSDJ-H
39	加賀田 第10中継ポンプ場	加賀田 434	0.75kw×2 65A	H30. 03	MU-1000V3
40	加賀田 第11中継ポンプ場	加賀田 416	0.75kw×2 65A	H30. 03	MU-1000V3
41	菊水町 第1ポンプ場	菊水町 387-1 地先	5.50kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
42	菊水町 第2ポンプ場	菊水町 4-16 地先	0.25kw×2 50A	H15. 03	なし
43	北青葉台 第1中継ポンプ場	北青葉台 50-16	0.75kw×2 50A	H29. 03	CSDJ-H
44	北青葉台 第2中継ポンプ場	北青葉台 50-3	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
45	北青葉台 第3中継ポンプ場	北青葉台 1-14	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
46	喜多町 第1ポンプ場	喜多町 526	7.50kw×2 100A	H15. 03	TMD-1640
47	喜多町 第2ポンプ場	喜多町 20	0.75kw×2 50A	H15. 03	MU-1000SE
48	喜多町 第3ポンプ場	喜多町 635-4	3.70kw×2 65A	H15. 03	MU-1000SE
49	喜多町 第4ポンプ場	喜多町 509-4 地先	0.75kw×2 50A	H16. 03	TMD-21
50	喜多町 第5ポンプ場	喜多町 200-9 地先	1.50kw×2 50A	H16. 03	MU-1000SE
51	喜多町 第6ポンプ場	喜多町 122-1	3.70kw×2 100A	H16. 03	TMD-21
52	喜多町 第7ポンプ場	喜多町 627-3	0.40kw×2 50A	H16. 03	TMD-1640
53	喜多町 第8ポンプ場	喜多町 465-1	3.70kw×2 80A	H17. 03	MU-1000SE
54	喜多町 第9ポンプ場	喜多町 455-6	1.50kw×2 65A	H17. 03	CSDJ
55	木戸 第1ポンプ場	木戸町 55-3 地先	1.50kw×2	H12. 03	MU-1000SE
56	木戸東町 第1ポンプ場	木戸東町 1126	1.50kw×2 65A	H17. 03	PA-21
57	貴望ヶ丘 中継ポンプ場	北貴望ヶ丘 1215-7	37.00kw×2 150A 0.75kw×2 50A	H01. 03	PA-21

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
58	南貴望ヶ丘 第1ポンプ場	南貴望ヶ丘 837-2	0.75kw×2 65A	H28.03	MU-1000SE
59	清見台 ポンプ場	東片添町 789-11, 897-3	22.00kw×2		なし
60	桐ヶ丘 第1ポンプ場	桐ヶ丘 10-1	0.75kw×2 50A	H15.03	MU-1000SE
61	桐ヶ丘 第2ポンプ場	桐ヶ丘 1-	1.50kw×2 65A	H19.03	MU-1000SE
62	楠ヶ丘 第1ポンプ場	楠ヶ丘 439-4	7.50kw×2 100A	H17.03	PA-21
63	楠ヶ丘 第2ポンプ場	楠ヶ丘 3-10	3.70kw×2 65A	H19.03	CSDJ-H
64	栄町 第1ポンプ場	栄町 27-4 地先	1.50kw×2 65A	H12.03	MU-1000SE
65	栄町 第2ポンプ場	栄町 27-26 地先	2.20kw×2 65A	H12.03	MU-1000SE
66	栄町 第3ポンプ場	栄町 27-27 地先	1.50kw×2 65A	H12.03	MU-1000SE
67	汐ノ宮 第1ポンプ場	市町 34-1 地先	3.70kw×2 65A	H12.03	MU-1000SE
68	末広町 第1中継ポンプ場	河合寺 3-2 地先	2.20kw×2 65A	H16.03	TMD-21
69	末広町 第2中継ポンプ場	末広町 505	0.75kw×2 50A	H17.03	CSDJ
70	末広町 第3中継ポンプ場	末広町 518-6	0.75kw×2 50A	H17.03	PA-21
71	末広町 第4中継ポンプ場	末広町 524-1	0.75kw×2 50A	H17.03	MU-1000SE
72	末広町 第5中継ポンプ場	末広町 789	0.75kw×2 50A	H17.03	MU-1000SE
73	末広町 第6中継ポンプ場	末広町 540	1.50kw×2 65A	H17.03	MU-1000SE
74	大師町 第1中継ポンプ場	河合寺 104-125	11.00kw×4 (2基)	H29.12 盤更新	SV-27
75	大師町 第2中継ポンプ場	大師町 25-2	5.50kw×2 100A	H15.03	TMD-1640
76	高向 第1ポンプ場	高向 1699-69	7.50kw×2 80A	H14.03	MU-1000SE
77	高向 第2ポンプ場	高向 1738-23	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
78	高向 第3ポンプ場	高向 1700-48	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
79	高向 第4ポンプ場	高向 1740	1.50kw×2 65A	H14.03	TMD-1640
80	高向 第7ポンプ場	高向 940 付近	0.75kw×2 50A	H31.3	CSDJ-H
81	高向 第8ポンプ場	高向 951 付近	0.40kw×2 50A	H31.3	CSDJ-H
82	高向 第9ポンプ場	高向 271-1 付近	0.75kw×2 50A	R3.3	MU-1000SE
83	日野 第17ポンプ場	日野 240 番地先	1.5kw 0×2 50A	R3.3	MU-1000SE
84	中片添町 第1ポンプ場	西片添町 5-2	1.50kw×2 50A	H16.03	MU-1000SE
85	長野町 第1ポンプ場	長野町 12-30 地先	5.50kw×2 80A	H12.03	TMD-1640
86	長野町 第2ポンプ場	長野町 9-6 地先	0.40kw×2 50A		なし
87	長野町 第3ポンプ場	長野町 185-30	7.50kw×2 80A	H17.03	PA-21

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
88	長野町 第4ホソフ場	長野町 177-2	0.75kw×2 50A	H17.03	PA-21
89	南花台 第2中継ホソフ場	南花台 2丁目 1958-587	1.50kw×2 65A	S51.08	なし
90	南花台 第3中継ホソフ場	南花台 4丁目 1958-676	1.50kw×2 65A	S51.08	MU-1000V3
91	南花台 第4中継ホソフ場	南花台 7丁目 1905-7	1.50kw×2 65A	S51.08	なし
92	西片添町 第1中継ホソフ場	西片添町 12-16	0.75kw×2 50A	H26.03	MU-1000SE
93	錦町 第1ホソフ場	錦町 19-6 地先	0.75kw×2 50A	H12.03	なし
94	原町 第1ホソフ場	原町 13 地先	1.50kw×2 65A	H09.03	MU-1000SE
95	東片添町 第1中継ホソフ場	東片添町 18-8	0.40kw×2 50A	H24.03	MU-1000SE
96	東片添町 第2中継ホソフ場	東片添町 19-1	1.50kw×2 65A	H24.03	MU-1000SE
97	東片添町 第3中継ホソフ場	東片添町 24-18	0.75kw×2 65A	H25.03	MU-1000SE
98	東片添町 第4中継ホソフ場	東片添町 24-10	0.40kw×2 50A	H25.03	MU-1000SE
99	東片添町 第5中継ホソフ場	東片添町 26-9	0.25kw×2 65A	H25.03	MU-1000SE
100	古野 第1ホソフ場	古野町 20-37 地先	1.50kw×2 65A	H08.03	MU-1000SE
101	本町 第1ホソフ場	本町 16-20 地先	0.40kw×2 50A	H11.03	なし
102	松ヶ丘 第1ホソフ場	松ヶ丘西町 1576-28 地先	5.50kw×2 80A	H01.03	MU-1000SE
103	松ヶ丘 第2ホソフ場	松ヶ丘西町 1727-3 地先	3.70kw×2 80A	H05.03	MU-1000SE
104	松ヶ丘 第3ホソフ場	松ヶ丘中町 1506-16 地先	2.20kw×2 65A	H05.03	MU-1000SE
105	松ヶ丘 第4ホソフ場	松ヶ丘西町 1537-2 地先	3.70kw×2 80A	H05.03	GSDJ-H
106	三日市 第1中継ホソフ場	三日市町 123-5	1.50kw×2 65A	H17.03	MU-1000SE
107	三日市 第2中継ホソフ場	三日市町 130	0.75kw×2 50A	H17.03	MU-1000SE
108	三日市 第3中継ホソフ場	三日市町 1077 地先	1.50kw×2 50A	H19.09	MU-1000SE
109	三日市 第4中継ホソフ場	三日市町 661	0.75kw×2 50A	H19.08	GSDJ-H
110	三日市 第5中継ホソフ場	三日市町 1085-3	0.40kw×2 50A	H19.09	MU-1000SE
111	三日市 第6中継ホソフ場	三日市町 329-4	0.75kw×2 50A	H19.09	GSDJ-H
112	三日市 第7中継ホソフ場	三日市町 1105	0.75kw×2 50A	H19.09	MU-1000SE
113	三日市 第8中継ホソフ場	三日市町 1083	0.40kw×2 50A	H20.03	GSDJ-H
114	三日市 第9中継ホソフ場	三日市町 1027	3.70kw×2 65A	H28.03	MU-1000SE
115	井上建設(株)前ホソフ場	向野町 468-3	0.40kw×2		なし
116	市立西中学校汚水ポンプ場	下里町 257-3	2.2kw×2 50A	R02.03	MU-1000SE

(2) 流量計 (7 機場)

No.	名 称	所 在 地	種 別	設置年月
1	加賀田幹線流量計	片添町 2-21 地先	面速式	H21.07
2	加賀田小学校前流量計	加賀田 694 地先	面速式	H22.03
3	日東町流量計	大師町 85-582 地先	面速式	H22.03
4	北青葉台流量計	北青葉台 4-1 地先	面速式	H24.03
5	清見台流量計	清見台 1 丁目 2-2 地先	面速式	H24.03
6	向野町流量計	向野町 77-8 地先	面速式	H22.03
7	長野葛城流量計	向野町 759-1 地先	面速式	H24.03

(3) 貯留槽 (5 機場)

No.	名 称	所 在 地	貯留対象	設置年月
1	南花台貯留槽	南花台 1 丁目 440-264	汚水	H22.03
2	清見台貯留槽	清見台 1 丁目 397-185	汚水	H27.03
3	日東貯留槽	大師町 85-514	汚水	H21.03
4	大矢船貯留槽	加賀田 2801-1	汚水 (返送ポンプ無)	H19.03
5	大師貯留槽	大師町 885-11	汚水	H15.03

(4) 宅内汚水ポンプ (77 機場)

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	汐ノ宮地区 (3 機場)	汐ノ宮	H5(1) H13(1) H14(1)	河長 1
2	市町地区 (14 機場)	市町	H11(2) H12(3) H13(1) H14(3) H18(2) H26(1) H30(1) R2(1)	河長 1
3	木戸地区 (3 機場)	木戸西町他	不明(2) H15(1)	河長 1
4	菊水地区 (5 機場)	菊水町	H15(1) H17(1) H18(1) H19(1) H23(1)	河長 1
5	末広地区 (4 機場)	末広町	H16(2) H20(1) H27(1)	河長 1
6	長野地区 (7 機場)	長野町	H12(1) H13(1) H15(3) H20(1) H26(1)	河長 1
7	上原地区 (3 機場)	上原町	H13(1) H22(1) R1(1)	河長 1
8	錦町地区 (1 機場)	錦町	H13(1)	河長 1
9	栄町地区 (4 機場)	栄町	H15(2) H18(1) H24(1)	河長 1
10	松ヶ丘地区 (1 機場)	松ヶ丘中町	H20(1)	天野川
11	荘園町 (1 機場)	荘園町	H21(1)	天野川
12	小山田地区 (6 機場)	小山田町	H19(1) H23(1) H27(1) H29(1) R1(1) R2(1)	天野川

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
13	喜多地区 (7 機場)	喜多町	H16(1) H17(3) H18(2) H25(1)	河長 2
14	三日市地区 (6 機場)	三日市町	H21(1) H26(2) H30(1) R2(2)	河長 2
15	片添地区 (6 機場)	東片添町 西片添町	H26(2) H27(1) H29(1) R2(1) R1(1)	河長 2
16	小塩地区 (1 機場)	小塩町	H28(1)	河長 2
17	加賀田地区 (2 機場)	加賀田	H27(1) H29(1)	河長 2
18	石仏地区 (1 機場)	石仏	H30(1)	河長 2
19	高向地区 (2 機場)	高向	R1(2)	河長 2

(1) 雨水中継ポンプ (受託)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	市立西中学校雨水ポンプ場	下里町 257-3	22kw×2 200A	H16.03	汚水Pと共用

2. 特定環境保全公共下水道

(1) 終末処理場

① 滝畑地区

No.	名 称	所 在 地	処理能力	設置年月
1	滝畑浄化センター (単槽式嫌気好気活性汚泥法+砂ろ過)	滝畑 29	360 m ³ /日 (能力) 220 m ³ /日 (計画)	H14.07

(2) 中継ポンプ

① 滝畑地区 (15 機場)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	滝畑 第 1 ポンプ場	滝畑 2569	3.70kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
2	滝畑 第 2 ポンプ場	滝畑 240-2	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
3	滝畑 第 3 ポンプ場	滝畑 2292-2	1.50kw×2 65A	H14.03	TMD-1640
4	滝畑 第 4 ポンプ場	滝畑 245-8	3.70kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
5	滝畑 第 5 ポンプ場	滝畑 366	2.20kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
6	滝畑 第 6 ポンプ場	滝畑 402-19	1.50kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
7	滝畑 第 7 ポンプ場	滝畑 483-17	1.50kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
8	滝畑 第 8 ポンプ場	滝畑 642-2	3.70kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
9	滝畑 第 9 ポンプ場	滝畑 834	1.50kw×2 65A	H14.03	MU-1000SE
10	滝畑 第 10 ポンプ場	滝畑 958-1	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
11	滝畑 第 11 ポンプ場	滝畑 1048-2	0.75kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
12	滝畑 第 12 ポンプ場	滝畑 1581-1	1.50kw×2 50A	H14.03	TMD-1640

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
13	滝畑 第13 ポンプ場	滝畑 1759-1	0.40kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
14	滝畑 第14 ポンプ場	滝畑 1960-甲	1.50kw×2 50A	H14.03	MU-1000SE
15	滝畑 第15 ポンプ場	滝畑 1388	3.70kw×2 65A	H28.03	SV-27

② 日野地区 (19 機場)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	日野 第1 中継ポンプ場	高向 1361-1	3.70kw×2 65A	H19.03	MU-1000SE
2	日野 第2 中継ポンプ場	日野 774-1	3.70kw×2 80A	H19.03	MU-1000SE
3	日野 第3 中継ポンプ場	日野 1462-1	1.50kw×2 65A	H19.03	MU-1000SE
4	日野 第4 中継ポンプ場	日野 1059-1	0.40kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
5	日野 第5 中継ポンプ場	日野 1025-1	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDJ-H
6	日野 第6 中継ポンプ場	日野 378	0.40kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
7	日野 第7 中継ポンプ場	日野 430-1	0.40kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
8	日野 第8 中継ポンプ場	日野 431-1	0.75kw×2 50A	H19.03	PA-21
9	日野 第9 中継ポンプ場	日野 444	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDJ
10	日野 第10 中継ポンプ場	日野 528-1	0.75kw×2 50A	H19.03	PA-21
11	日野 第11 中継ポンプ場	日野 813	1.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ
12	日野 第12 中継ポンプ場	日野 1071	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDX
13	日野 第13 中継ポンプ場	日野 1163-甲	0.75kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
14	日野 第14 中継ポンプ場	日野 1084	1.50kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
15	日野 第15 中継ポンプ場	日野 1106-2	1.50kw×2 32A	H19.03	CSDX
16	日野 第16 中継ポンプ場	日野 47-1	5.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ-H
17	高向 第5 中継ポンプ場	高向 1849	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDJ-H
18	高向 第6 中継ポンプ場	高向 1846-2	3.70kw×2 65A	H19.03	CSDJ
19	南花台 第5 中継ポンプ場	日野 377	5.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ

(3) 宅内汚水ポンプ (15 機場)

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	滝畑地区 (4 機場)	滝畑	H14 (1) H27 (1)	H15 (1) H16 (1) 特環滝畑
2	日野地区 (11 機場)	日野 高向	H19 (1) H23 (1)	H20 (8) H21 (1) 特環日野

3. 高瀬地区排水処理施設

(1) 集中浄化槽

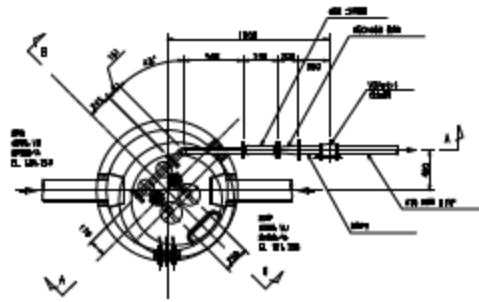
No.	名 称	所 在 地	処理能力	設置年月
1	高瀬地区集中浄化槽 (膜分離活性汚泥方式)	天野町 1141 番 4	23.31 m ³ /日(計画)	H26.3

(2) 宅内汚水ポンプ

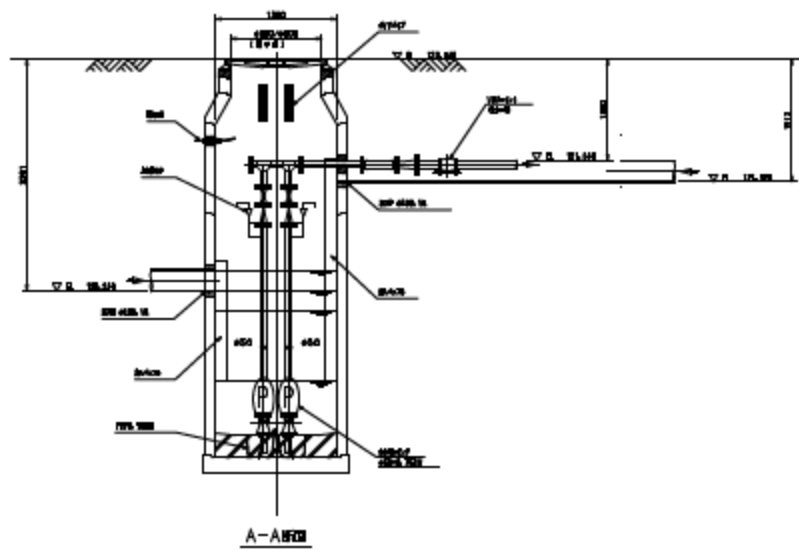
No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	高瀬地区 (1 機場)	天野町	H27(1)	高瀬地区

別図 1

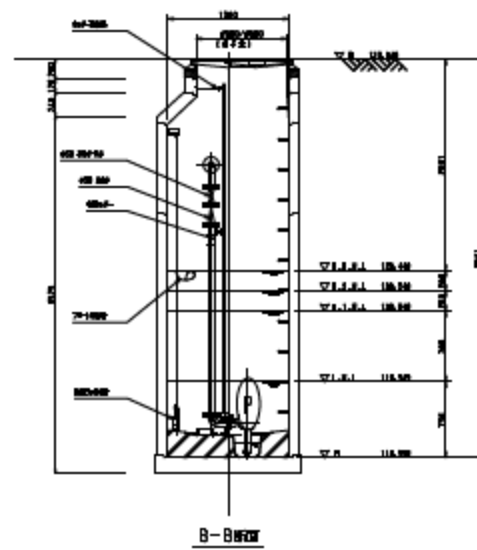
マンホールポンプ据付図
(S-1/20)



平面図



A-A断面図



B-B断面図



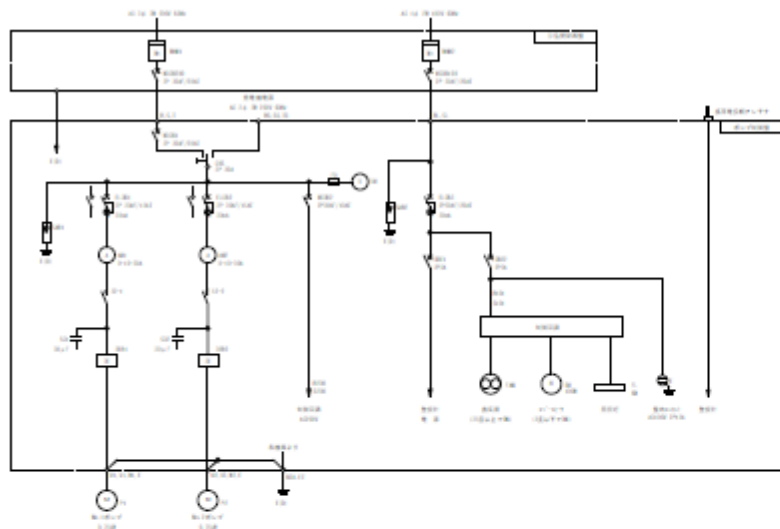
名称	マンホールポンプ据付図
工事名	下水道工事
図号	S-1/20
縮尺	1/20
備考	

別図 1

マンホールポンプ結線図 (参考図)

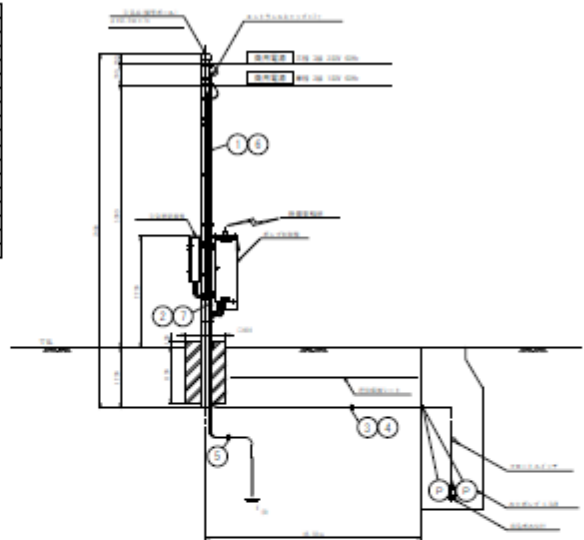
S-1-10

系統結線図

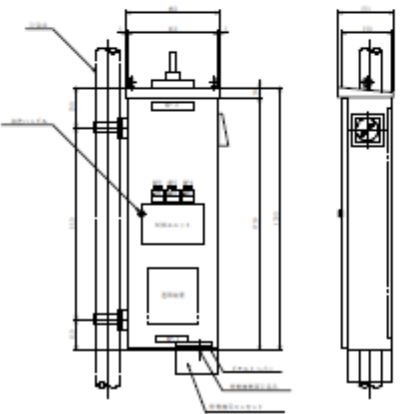


1	主幹線
2	ポンプ用電源線
3	制御盤用電源線
4	浮き球センサー電源線
5	浮き球センサー信号線
6	浮き球センサー接地線
7	浮き球センサー電源線
8	浮き球センサー信号線
9	浮き球センサー接地線
10	浮き球センサー電源線
11	浮き球センサー信号線
12	浮き球センサー接地線
13	浮き球センサー電源線
14	浮き球センサー信号線
15	浮き球センサー接地線

動力引込図及び動力配線図

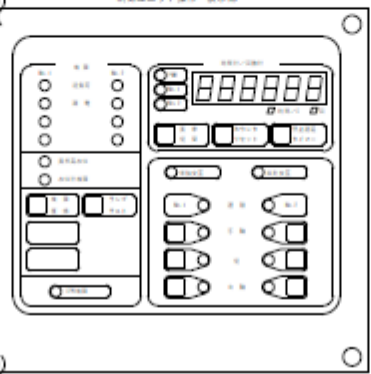


ポンプ制御盤



1	主幹線
2	ポンプ用電源線
3	制御盤用電源線
4	浮き球センサー電源線
5	浮き球センサー信号線
6	浮き球センサー接地線

制御ユニット操作・表示盤



部品表

記号	品名	仕様	数量	単位	備考
○	ポンプモーター	100V 1.5kW	1	台	
○	ポンプ制御盤	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	
○	浮き球センサー	100V 1.5kW	1	台	

※	※	※
工	工	工
※	※	※
※	※	※
※	※	※